

令和4年度愛媛県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進報償金 申請要領

1. 報償金の趣旨

国の「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」に基づき、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、新型コロナウイルスワクチンの効果的・効率的な接種を進めるため、接種回数の増加や接種体制の強化を図るなど個別接種の促進に御協力をいただいた医療機関（診療所・病院）に対し、「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進報償金」（以下「報償金」という。）を支給する。

2. 支給対象期間（※個別接種を行った期間）

- （第1期間）令和4年4月1日（金曜日）から6月4日（土曜日）まで
- （第2期間）令和4年6月5日（日曜日）から8月6日（土曜日）まで
- （第3期間）令和4年8月7日（日曜日）から10月1日（土曜日）まで
- （第4期間）令和4年10月2日（日曜日）から12月3日（土曜日）まで
- （第5期間）令和4年12月4日（日曜日）から令和5年2月4日（土曜日）まで
- （第6期間）令和5年2月5日（日曜日）から3月31日（金曜日）まで

3. 支給要件及び支給額

愛媛県内に所在する医療機関が、次の支給要件欄に該当する場合に、その支給額欄に記載する金額を支給する。

医療機関	No.	支給要件	支給額
診療所	①	<u>週 100 回以上</u> の個別接種を支給対象期間内に <u>4 週間以上</u> 行った場合 （令和4年10月以降は、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。）	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、 <u>回数当たり 2,000 円</u>
	②	<u>週 150 回以上</u> の個別接種を支給対象期間内に <u>4 週間以上</u> 行った場合 （令和4年10月以降は、週150回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。）	週150回以上の接種をした週における接種回数に対して、 <u>回数当たり 3,000 円</u>
	③	<u>50 回以上/日</u> の個別接種を支給対象期間内に行った場合	<u>1日当たり 10万円</u>

		(令和4年10月以降は、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。)	
病 院	④	令和4年11月30日(水曜日)までに 50回以上/日 の個別接種を支給対象期間内に行った場合 (令和4年10月以降は、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。)	<u>1日当たり10万円</u>
	⑤	特別な接種体制を確保 した場合であって、 50回以上/日 の個別接種を週1日以上達成する週が、支給対象期間内に 4週間以上 あった場合	<u>医師1人1時間当たり 7,550円</u> <u>看護師等1人1時間当たり 2,760円</u>

○接種回数について

上記接種回数には、個別接種のほか、下記(1)及び(2)の両方を満たす職域接種を含むものとする。

(大学附属病院以外の場合)

- (1) 中小企業の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行ったもの。
(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まない。)
- (2) 「中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。)」が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。))の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」であるもの。

(大学附属病院の場合)

- (1) 大学附属病院内で接種を行ったもの。又は、大学の附属病院が当該大学内で接種を行ったもの。(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まない。)
- (2) 「中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も

対象に実施した職域接種」であるもの。

＜留意事項＞

- ・接種回数により算定することとし、予診のみの回数は含まない。
- ・1週間当たりの接種回数の算定は、当該週の日曜日から土曜日までとする。ただし令和5年3月の最終週は3月31日（金曜日）までとする。
- ・①及び②は、対象となる週が同一の場合には、重複して申請できない。
- ・③は、①又は②の要件を満たす週に属する日の場合には申請できない。
- ・④は、令和4年11月30日（水）が終期。
- ・⑤の「特別な接種体制」とは、通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合をいう。なお、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別は問わない。
- ・⑤は、1日50回以上の接種を行った日に限る。
- ・①～④の「時間外、夜間または休日」の定義は以下の通り。
時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間
夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）
休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日。なお、1月2日及び3日並びに12月29日、30日及び31日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない）

4. 申請手続き等

（1）報償金に対するお問い合わせ先

愛媛県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進報償金支給事務局
（電話番号）089-909-6608
（受付時間）午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）

（2）報償金の申請に必要な書類等の入手方法

愛媛県公式ホームページから入手（ダウンロード）することができる。

愛媛県公式ホームページ

「愛媛県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業について」

(URL)

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid/covid-19individual-inoculation-supply.html>

(3) 申請書類

下記1～4の申請書類をすべて提出すること。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがある。また、申請書類は返却しないので、必要に応じて控えを保管すること。

申請書類		
No.	書類名	内容
1	申請連絡票	医療機関名、医療機関コード、申請担当者名、電話番号等必要事項を記入すること。
2	請求書（様式1）	個別接種促進のための支援事業に係る請求書（診療所用又は病院用）
3	実績報告書（様式2）	新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（診療所用又は病院用）
4	振込先の通帳の写し	「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人（フリガナ）」が分かるもの（※通帳の表紙裏側のコピーなど）

(4) 報償金の申請受付期間及び申請方法

①申請受付期間

（第1期間）令和4年6月6日（月曜日）から8月31日（水曜日）まで

（第2期間）令和4年8月8日（月曜日）から9月30日（金曜日）まで

（第3期間）令和4年10月3日（月曜日）から11月30日（水曜日）まで

（第4期間）令和4年12月5日（月曜日）から令和5年1月31日（火曜日）まで

（第5期間）令和5年2月6日（月曜日）から3月31日（金曜日）まで

（第6期間）令和5年4月3日（月曜日）から5月31日（水曜日）まで

②申請方法

郵送（簡易書留など、発送記録が残るものに限る）又は持参により、次の宛先まで提出すること。なお、郵送の場合、申請受付期間最終日の消印有効とする。

【郵送】

〒790-0003 愛媛県松山市三番町四丁目9番地5
松山センタービル 伊予鉄総合企画株式会社
「愛媛県新型コロナウイルスワクチン個別接種
促進事業報償金支給事務局」

【持参】

〒790-0003 愛媛県松山市三番町四丁目9番地5
松山センタービル1階
伊予鉄総合企画株式会社 受付

（5）審査

申請書類を受理した後、審査を行う。この審査において、申請書類の修正等を求める場合や、申請者への聴取を行う場合がある。

（6）支給決定及び支給時期

申請書類の審査の結果、適正と認められる場合は報償金を支給する。なお、報償金の支給時期は、概ね申請書を受理した月の翌々月上旬頃を予定している。

（7）通知等

申請書類の審査の結果、報償金の支給又は不支給に関する決定をしたときは、事務局から支給又は不支給に関する通知を発送する。

5. その他

- （1）報償金の支給決定後、国の定める申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、報償金の支給決定を取り消すとともに、報償金の返還を求める。
- （2）報償金の支給について、県が必要と認める場合は、申請した医療機関及び関係機関に対し、書類の提出を求め、事情聴取を行うことがある。
- （3）愛媛県は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがある。
- （4）報償金支出事務を適正に行うため、申請書類に記載された情報を関係市町及び

関係機関に提供することがある。

- (5) 申請書類（原本又は写し）、支給に関する通知及び申請内容が確認できる書類（日毎の接種回数、特別な接種体制の確保状況等）は、5年間保存すること。